

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成28年7月14日(2016.7.14)

【公開番号】特開2016-82977(P2016-82977A)

【公開日】平成28年5月19日(2016.5.19)

【年通号数】公開・登録公報2016-030

【出願番号】特願2016-56(P2016-56)

【国際特許分類】

A 2 3 L 2/38 (2006.01)

【F I】

A 2 3 L 2/38 C

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月27日(2016.5.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

単離されたバチルス・コアギュランス (Bacillus coagulans) 芽胞と茶とを含む飲料組成物であって、該茶が乾燥した花、果実、葉、種子、根、蕾および小枝からなる群より選択される乾燥した植物性物質を含む、飲料組成物。

【請求項2】

乾燥した植物性物質がチャノキ (Camellia sinensis) から得られる、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項3】

インスタント茶または淹れることのできる (brewable) 茶を含む、請求項2記載の飲料組成物。

【請求項4】

カフェインレス茶を含む、請求項3記載の飲料組成物。

【請求項5】

乾燥した植物性物質がチャノキ以外の種から得られる、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項6】

ハーブティーを含む、請求項5記載の飲料組成物。

【請求項7】

ハーブティーがローズヒップティー、カモミールティー、アマチャヅル茶、ペパーミントティー、ルイボスティー、ジンジャーティー、人參茶、またはレモングラスティーである、請求項6記載の飲料組成物。

【請求項8】

熱い液体と接触するとバチルス・コアギュランス芽胞が活性化する、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項9】

熱い液体が湯である、請求項8記載の飲料組成物。

【請求項10】

湯が熱湯である、請求項9記載の飲料組成物。

【請求項11】

単離されたバチルス・コアギュランス栄養細胞をさらに含む、請求項1記載の飲料組成

物。

【請求項 1 2】

乾燥した植物性物質が、単離されたバチルス・コアギュランス芽胞でコーティングまたは噴霧されている、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項 1 3】

組成物が小袋中に含まれ、粉末の形態の単離されたバチルス・コアギュランス芽胞が小袋の表面上に含有される、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項 1 4】

組成物が小袋中に含まれ、粉末の形態の単離されたバチルス・コアギュランス芽胞が小袋中に含有される、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項 1 5】

バチルス・コアギュランス芽胞の少なくとも50%が、飲料組成物を熱湯と組み合わせた後に生存可能である、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項 1 6】

バチルス・コアギュランス芽胞の少なくとも50%が、飲料組成物を2年間保存後、熱湯と組み合わせた後に生存可能である、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項 1 7】

バチルス・コアギュランス芽胞の少なくとも65%が、飲料組成物を熱湯と組み合わせ、4分間浸した後に生存可能である、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項 1 8】

$1 \times 10^9 \sim 1 \times 10^{10}$ のバシラス・コアギュランス芽胞を含む、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項 1 9】

茶が、紅茶、烏龍茶、黄茶、または白茶を含む、請求項1記載の飲料組成物。

【請求項 2 0】

緑茶を含む、請求項1記載の飲料組成物。